

# 通 知 状

平成20年8月6日

ソフトバンクモバイル株式会社代理人

弁護士 木村久也 殿

弁護士 中村由紀 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

冠省 当NPO法人が貴社に対し平成20年6月6日付質問状を送り、貴社「スーパー安心パック」および「あんしん保証パック」契約に関し、同契約書の送付依頼及び契約内容の変更に関する質問をさせていただいていたところ、貴社から同年7月16日付け回答書を拝受いたしました。

それによりますと、契約内容の変更事項について、再度消費者への通知及び説明を十分に行うことにより周知を徹底し、周知期間中は外装交換費を10割保証とするとともに、これまでに2割を負担して外装交換した消費者に対しては当該2割分を返金するという内容とされています。当NPO法人では、貴社が消費者に対して返金措置まで行うという対応は画期的であると考えており、貴社の勇氣ある決断に対して敬意を表する次第です。今後とも消費者の利益を十分に配慮され、業務されますことを期待申し上げます。

さて、当NPO法人は、貴社が回答された消費者に対する対応の内容実現を担保するため、貴社より別紙内容の誓約書をいただきたく、送付いたします。つきましては、本通知に対して本書到達後2週間以内に誓約書にご記入ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。誓約書返送の有無またはご回答内容は公表する場合がありますことを申し添えます。

以 上

平成20年 月 日

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏 殿

(本店所在地)

〒

(商号)

(代表者氏名、代理人のときは代理人住所を記載し、  
委任状を添付願います)

⑩

## 誓 約 書

- 1 当社は、当社携帯電話利用者のスーパー安心パック契約者に対し、下記の5項目事項を実施することを誓約いたします。

### 記

- ① 平成20年8月から10月までの再周知期間内に、SMS(携帯端末向けメール)または請求書同封物による告知を実施すること。
  - ② 上記1の再周知期間中の外装交換を無償とすること。
  - ③ 平成19年11月から平成20年7月までに外装交換を行ったスーパー安心パックの契約者に対して、個別に通知の上、返金を実施すること。
  - ④ 上記1の再周知期間中、個々の契約者に対してスーパー安心パックの内容改定についての意思確認を行うこと。
  - ⑤ 平成20年11月から平成21年4月までの6ヶ月間を再説明期間とし、再説明期間中は、告知に関して認識のない契約者へ再度改定内容を説明するとともに、納得が得られない場合には、状況に応じ柔軟に対応すること。
- 2 当社は、前項の5項目を行わなかったときは、貴NPO法人に対し行わなかった消費者1人につき違約金として金5,000円を支払います。